

第 18 回緑区中山町住居表示検討委員会

日時:平成 30 年 12 月 11 日(火)

午後 3 時から

会場 : 中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 第一次地区実施報告について

資料 1

(2) 第二次地区の進捗状況・今後の予定について

資料 2

3 次回以降の検討委員会について

4 閉会

第一次地区実施報告について

1 住居表示実施までのスケジュール

平成30年8月15日	第一次地区実施の告示(横浜市報 第1066号)
平成30年9月6日	しおりセットの配付開始
平成30年9月14日	住居表示変更通知書の郵送開始
平成30年9月23日 ～平成30年9月29日	住居表示実施に関する説明会の開催
平成30年10月22日	<u>第一次地区住居表示実施</u>
平成30年10月23日	本籍更正通知書の郵送開始

2 住居表示実施に関するの地元説明会について

(1) 実施についての説明会

開催日時	参加人数	開催場所
① 平成30年9月23日(日) 14時から	190名	緑公会堂 講堂
② 平成30年9月25日(火) 19時から	58名	
③ 平成30年9月27日(木) 19時から	60名	
④ 平成30年9月29日(土) 10時から	108名	
計	416名	

(2) 中山町自治会お食事会での説明

- 日 時：平成30年10月18日(木)
- 場 所：中山町自治会館
- 参加人数：約90名

(3) 中山町自治会館での説明

- 日 時：平成30年10月15日(月)、27日(土)
- 場 所：中山町自治会館
- 参加人数：合計約40名

(4) 不動産をお持ちの方の手続きにかかる説明会

- 日 時：平成30年11月10日(土)、15日(木)
- 場 所：中山地区センター
- 参加人数：合計121名

3 主な質問について

No	質問内容	回答
1	マイナンバーカード・運転免許証の書換えは、代理人でもできるか。	マイナンバーカードに関しては同一世帯内の方であれば、委任状不要で書換えを行えます。その際には、書換え対象者の方々全員のパスワードが必要になります。運転免許証については、代理人の方が委任状不要で手続きを行えます。代理人の方の本人確認資料をご持参の上、手続きを行ってください。
2	運転免許証の書換えはいつごろまでに行えばよいのか。	期限は特に定められていませんが、法律上「すみやかに」変更をお願いします。本人確認資料としてご利用の場合は、書換えを行っていないと住所不一致となり、利用できない場合があります。
3	電力自由化の制度を用いて東京電力以外の業者から電力供給を受けている際にも、業者への届出が必要か。	必要ときいております。
4	諸々の手続きに手数料がかかるか。	住居表示実施に伴う住所変更については、無料です。ただし、一部手続きには用紙代を必要としたり、また手続き先に向かう交通費については、ご負担をお願いしています。
5	確定申告のために、あらかじめ住所変更を税務署に届ける必要があるか。	不要ですが、念のため確定申告時に住居表示変更通知書をご持参ください。
6	手続きはいつから行えるのか。	住居表示実施日である10月22日以降から行えます。
7	本籍が中山町だが、中山町以外に住んでいる人に対して、本籍変更のお知らせは届くのか。	横浜市から郵送でお知らせします。
8	企業年金基金へは、個別に住所変更の連絡が必要か。	企業年金連合会に加入している場合は、住所変更が必要です。加入されていない場合は、各企業年金により異なりますので、それぞれお問い合わせをお願いします。
9	障害者手帳は住所変更手続きが必要か。	住居表示後速やかに変更する必要はありません。何かの機会に緑区役所においてになった際に、住所変更の手続きをお願いします。

10	1年を過ぎても旧住所の郵便物を送ってもらえるようにするにはどうしたらよいか。	郵便局が旧住所を新住所に読み替えて配達するのは、住居表示実施後一年間です。そのため、なるべく住居表示実施後1年間以内に、住所変更の手続きをお願いします。
11	新住所のお知らせハガキは、追加でもらえるのか。	数に限りがありますが、緑郵便局で追加分の受取りが可能です。
12	住所変更のお知らせハガキの有効期限はいつまでか。	特に期限はありませんが、できるだけ1年以内にご利用下さい。

第二次地区の進捗状況・今後の予定について

1 実施案の説明会について

(1) 参加人数

開催日時	参加人数	開催場所
① 平成30年11月4日(日) 18時30分から	46名	緑公会堂 講堂
② 平成30年11月7日(水) 18時30分から	57名	
③ 平成30年11月14日(水) 18時30分から	58名	
④ 平成30年11月17日(土) 18時30分から	39名	
計	200名	

(2) 主な質問

No	質問内容	回答
1	新しい住所の番号がお隣の家と同じになることはないか。	将来的に新築されそうなスペース等を考慮し、同じ番号にならないように新しい住所を設定します。
2	町名板、住居番号表示板は必ず掲示しなければならないのか。	法律上、住所がわかるように掲示することが定められていますが、お配りする表示板である必要はありません。
3	新住所はいつ知ることができるのか。	実施の告示後、お知らせすることができるようになります。
4	新しい住所の数字部分をハイフンでつないで表記してもよいのか。	住民票上は「〇丁目〇番〇号」と表記されます。日常生活ではハイフン表記でも支障ないと思われませんが、そのような記載でよいかは、住所の登録先にお問い合わせください。
5	空き家になっている場所に、住所が変わる連絡は行うのか。	空き家には人がお住まいではないので、住所変更のお知らせは出せませんが、不動産登記簿上の所有者の方に対して、町名の変更のお知らせします。
6	新しい住所への変更手続きはいつから始めればいいのか。	住居表示実施日以降、手続きをお願いします。
7	第二次地区の実施日はいつ頃になるのか。	第一次地区の実施日とできるだけ合わせる方向で予定を立てていますが、日程については、議会での実施の承認を頂いてから告示でお示しすることになるので、それまで具体的にお伝えすることができません。

2 今後のスケジュール案について

		配付物等
平成 30 年 11 月	住居表示実施案地元説明会	
平成 31 年 1 月	住居表示審議会の開催 基礎調査の開始（～3月）	基礎調査開始のお知らせ(回覧)
平成 31 年 2 月	実施案の告示	
平成 31 年 4 月	居住調査の開始	居住調査開始のお知らせ (全戸配付)
平成 31 年 5 月	横浜市会に実施案を提出	
※以下、市会での実施案の可決を条件とします。		
平成 31 年 8 月	実施の告示	説明会開催のチラシ
平成 31 年 9 月	住居表示実施に関する説明会	住居表示のしおり 住居表示実施通知書
平成 31 年秋頃	<u>第二次地区住居表示実施</u>	本籍更正通知書

3 住居表示審議会について

- (1) 日時
平成 31 年 1 月 21 日(月) 午前 10 時から
- (2) 会場
関内中央ビル 特別会議室（5階）
- (3) 議題
緑区中山町第二次地区における住居表示の実施について
- (4) 委員
11 名（別紙参照）

横浜市住居表示審議会委員名簿

任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（区分別・五十音順・敬称略）

区 分	氏 名	摘 要
学識経験者	いわ や しん いち 岩 谷 伸 一	横浜商工会議所議員
	き ら よし え 吉 良 芳 恵	日本女子大学 名誉教授
	こ ばやし のり こ 小 林 紀 子	横浜市歴史博物館学芸員
	こ むら よう こ 小 村 陽 子	弁護士
	さ さ き けん いち 佐々木 謙 一	土地家屋調査士
地域住民組織の 代表者	まち だ えい こ 町 田 栄 子	横浜市消費生活推進員
	あ じろ そうしろう 網 代 宗四郎	横浜市町内会連合会
関係行政機関及び 公共的団体の職員	え も と しゅうじ 江 本 修 二	横浜地方法務局首席登記官
	い とう さとし 伊 東 聡	神奈川県警察横浜市警察部長
	いし わたり しげ とし 石 渡 成 敏	日本郵便株式会社横浜港郵便局長

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

地域代表者	あい はら いそ みつ 相 原 磯 光	緑区中山町住居表示検討委員会会長
-------	------------------------	------------------